　　　令和７年度基山町省エネエアコン購入補助金交付要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、エネルギー価格等の物価高騰による家計の負担を軽減するとともに、地球温暖化対策及び高齢者世帯等の熱中症対策としてエアコンの買換え又は購入する者に対し、基山町省エネエアコン購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、購入を支援することを目的とし、その補助金については、基山町補助金等交付規則（平成７年規則第４号。第９条において「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

　（補助対象エアコン）

第２条　補助金の交付対象となるエアコン（以下「対象エアコン」という。）は、次に揚げる要件を全て満たしたものとする。

　(１)　第５条第４項及び第６条第４項に規定する基山町省エネエアコン購入補助金申請予定者決定通知を受けた日から令和８年２月27日までに、購入し設置完了したものであること。

　(２)　壁掛形の新品（未使用品）であること。

　(３)　経済産業省資源エネルギー庁の定める統一省エネラベル（目標年度2027年度）において、省エネ性能2.0以上又は省エネ基準達成率87％以上の製品であること。

２　補助金の交付は、１世帯につき１台限りとし、同居の２世帯の場合も１台とする。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受ける事ができる者は、前条の対象エアコンを購入した者で、次に揚げる要件を全て満たしたものとする。

　(１)　対象エアコンに買い換える者又は居住する住宅に１台もエアコンがなく新規に対象エアコンを購入する75歳以上の者のみの世帯及び非課税世帯の者

　(２)　町内に住所を有し、かつ自らが居住する町内の住宅（併用住宅を含む。）に対象エアコンを設置する者

　(３)　本人及び同一世帯全員が、町税等の滞納がないこと。

　(４)　家屋所有者が対象エアコンの購入者と異なる場合、設置について家屋所有者から同意を得られていること。

　(５)　本人及び同一世帯全員が、この要綱による補助金の交付決定を受けていないこと。

　(６)　同一世帯に属する者及び生計同一者全員が、基山町暴力団排除条例（平成24年条例第１号）第２条第４号に規定する暴力団等でないこと。

　（補助対象経費等）

第４条　補助対象経費、補助率及び補助限度額は、次の表のとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助率 | 補助対象者 | 購入店舗等の区分 | 補助限度額 |
| 対象エアコンの本体価格（配送料、設置費用、リサイクル料等の諸経費、消費税及び地方消費税の額を除く。） | １／２ | 買換え又は居住する住宅に１台もエアコンがなく新規で購入する75歳以上の者のみの世帯及び非課税世帯の者 | 町内の店舗等 | 40,000円 |
| 町外の店舗等 | 20,000円 |
| 上記以外で買い換える世帯の者 | 町内の店舗等 | 30,000円 |
| 町外の店舗等 | 15,000円 |

２　補助金額は、前項に規定する補助対象経費に２分の１を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とし、補助限度額を上限とする。

　（抽選申込み）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、町長が定める受付期間内に、基山町省エネエアコン購入補助金抽選申込書（様式第１号）を町長に提出（以下「抽選申込み」という。）するものとする。

２　町長は、抽選申込みがあった場合は、その内容を審査し、受付期間終了後に抽選を行い、予算額を限度に、補助金を交付申請できる者（以下「申請予定者」という。）を決定する。

３　町長は、抽選申込みの受付期間が終了した時点で、補助金の交付申請予定額が、予算額に達しなかった場合は、抽選を行わず、その内容を審査し、申請予定者を決定する。

４　町長は、前２項の規定により、申請予定者を決定した場合は、基山町省エネエアコン購入補助金申請予定者決定通知書（様式第２号）により申請予定者に通知するものとする。

　（購入予定申込み）

第６条　町長は、抽選申込みの受付期間内における交付申請予定額が、予算額に達しなかった場合は、予算額を限度に購入予定申込みを随時受け付けることができる。

２　前項の規定による購入予定申込みを行う者は、購入する前に基山町省エネエアコン購入予定申込書（様式第３号）を町長に提出するものとする。

３　町長は、購入予定申込みがあった場合は、その内容を審査し、申請予定者を決定する。

４　前項の規定により、申請予定者を決定した場合は、基山町省エネエアコン購入補助金申請予定者決定通知書（様式第２号）により申請予定者に通知するものとする。

　（交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする申請予定者（以下「申請者」という。）は、対象エアコンを購入し、設置した後に、基山町省エネエアコン購入補助金交付申請書（様式第４号）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

２　前項の交付申請書の受付期間は、町長が定める受付開始日から令和８年２月27日までとする。ただし、補助金の交付申請額が予定額に達した時点で受付を終了するものとする。

　（交付決定）

第８条　町長は、前条第１項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、交付の可否を決定し、基山町省エネエアコン購入補助金交付（不交付）決定通知書（様式第５号）により、申請者に通知するものとする。

　（補助金の請求及び交付）

第９条　前条の規定により、補助金の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、基山町省エネエアコン購入補助金交付請求書（様式第６号）により町長に請求するものとする。

２　町長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

　（交付手続の特例）

第10条　規則第11条の補助事業等実績報告書の提出及び規則第12条の補助金等の額の確定通知は省略するものとする。

　（財産処分の制限）

第11条　交付決定者は、当該交付決定の日から起算して６年間（以下「償却期間」という。）においては、補助金の交付を受けた対象エアコンを返品し、譲渡し、貸し付け、転売し、廃棄し、又は担保に供してはならない。

２　前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により償却期間において、対象エアコンの処分等をしようとするときは、交付決定者は、あらかじめ処分承認申請書（様式第７号）に処分する理由が分かる書類を添えて、町長に提出し、その承認を得なければならない。

３　町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、財産処分承認（不承認）通知書（様式第８号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付決定の取消し)

第12条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当し、補助事業の目的が達成できないと認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(１)　偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(２)　補助金を他の用途に使用したとき。

(３)　この要綱の規定又は法令に違反したとき。

２　町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、基山町省エネエアコン購入補助金交付決定取消通知書（様式第９号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条　町長は、第11条第３項及び前条第２項の規定による通知をした場合において、当該財産処分及び取消しに係る部分に対して既に補助金が交付されているときは、基山町省エネエアコン購入補助金返還請求書（様式第10号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。ただし、災害等による破損等自己の責めに帰さない事由により交付を受けた対象エアコンを処分等する場合又は町長が特に必要と認めたときは、その補助金の返還を免除することができる。

２　交付決定者は、前項に規定する命令を受けたときは、請求書に記載の期限内に当該補助金を町長に返還しなければならない。

　（補則）

第14条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この告示は、令和７年４月１日から施行する。

　（この要綱の失効）

２　この告示は、令和８年３月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱第11条から第13条までの規定は、同日以後もなおその効力を有する。